

【1-1-01】

学校法人高野山学園寄附行為

(財団設立認可) 大正 15 年 4 月 2 日

(組織変更認可) 昭和 26 年 2 月 27 日

一部変更認可 昭和 42 年 9 月 1 日

一部変更認可 平成元年 11 月 8 日

一部変更認可 平成 2 年 10 月 8 日

一部変更認可 平成 12 年 12 月 21 日

一部変更認可 平成 13 年 12 月 21 日

一部変更認可 平成 14 年 10 月 3 日

一部変更認可 平成 17 年 4 月 1 日

一部変更登記 平成 18 年 4 月 3 日

一部変更登記 平成 20 年 7 月 14 日

一部変更登記 平成 22 年 6 月 8 日

一部変更認可 平成 22 年 8 月 20 日

組織変更登記 昭和 26 年 3 月 10 日

一部変更登記 昭和 59 年 9 月 3 日

一部変更登記 平成元年 11 月 20 日

一部変更登記 平成 13 年 1 月 18 日

一部変更登記 平成 14 年 1 月 17 日

一部変更登記 平成 14 年 10 月 11 日

一部変更登記 平成 17 年 6 月 16 日

一部変更登記 平成 27 年 5 月 13 日

一部変更登記 平成 27 年 11 月 27 日

一部変更認可 平成 27 年 10 月 21 日

一部変更認可 令和 2 年 5 月 14 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人高野山学園という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、その事務所を和歌山県伊都郡高野町大字高野山 3 8 5 番地に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教精神に則り、大学、高等学校、その他の教育施設を設置し、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|-----------|-----|-------|
| (1) 高野山大学 | 大学院 | 文学研究科 |
| | 文学部 | 密教学科 |

別科

- (3) 高野山幼稚園

(役員)

(1) 理事 10 人

- (2) 監事 3 人

2 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(1) 法人本部長

- (2) 高野山大学長
- (3) 高野山高等学校長

2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(1) 高野山真言宗宗務総長

- (2) 法人本部長
- (3) 高野山大学長
- (4) 高野山高等学校長
- (5) 高野山真言宗宗会議長
- (6) 高野山真言宗責任役員で高野山真言宗宗務総長が推薦し、理事会が選任した者 2人
- (7) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人
- (8) 学識経験者のうち理事会において選任したもの 2人

2 前項第8号以外の理事は、同項各号に掲げる職務を退いたときは、理事の職を失うものとする。

2

第9条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者を、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務又は財産の状況若しくは理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務又は財産若しくは理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務又は財産の状況若しくは理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員の任期）

第10条 役員（第8条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

5 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

6 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事の代表権の制限)

第11条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第12条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

3 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

10 第9条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は出席理事の互選により定める。

(理事会における議決方法)

第14条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。
- 4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 6 議事録には、議長及び議長により指名された議事録署名人2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 7 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事会の業務決定の特例)

第15条 次の各号に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) この法人の解散
 - (2) 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (3) 合併
- 2 次の各号に掲げる事項については、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。
- (1) 予算
 - (2) 事業計画及び事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 寄附金品の募集に関する事項
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (8) 残余財産の処分に関する事項

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第16条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高野山真言宗役員で高野山真言宗宗務総長が推薦し、理事会が選任した者 3人
 - (2) 高野山真言宗宗会議員で高野山真言宗宗務総長が推薦し、理事会が選任した者 4人
 - (3) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人
 - (4) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で、年令25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 3人
 - (5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人
- 2 前項第4号及び第5号を除く各号に規定する評議員は、当該各号に掲げる職務を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員（前条第 1 項第 1 号、第 2 号に掲げる評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第 17 条の 2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

（評議員会）

第 18 条 この法人に、評議員会を置き、21 人の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置き、議長は、出席評議員の互選により選任する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により会議の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 10 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

11 議長は、評議員会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

12 議事録には、議長及び議長により指名された議事録署名人 2 人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

（会議）

第 19 条 評議員会の会議は、定例評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定例評議員会は、毎年5月と2月の2回開催する。
- 3 臨時評議員会は、理事長が必要と認めたとき又は前条第4項に規定する請求があった場合に招集する。

(諮問事項及び評議員会の意見具申等)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第21条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な運用財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定のある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第23条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるとき理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することがで

きる。

（積立金の保管）

第 24 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第 25 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、高野山真言宗宗務所交付金収入、金剛峯寺交付金収入、高野山勸学財団交付金収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第 26 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第 27 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 28 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第 29 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 30 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 31 条 役員に対する報酬(給与・賞与・退職金)は支給しない。

(資産総額の変更登記)

第 32 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 34 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 35 条 この法人が、解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した高野山真言宗に関係ある他の学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 36 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 37 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(責任の免除)

第 38 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 39 条 理事（業務執行理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事をいう。）又はこの法人の職員でない理事に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第 40 条 この法人は、第 29 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び

運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、組織変更についての文部大臣の認可の日（昭和 26 年 2 月 27 日）から施行する。

2 この法人の組織変更当初の役員は次のとおりとする。

理事長	庄 野 琳 眞
理 事	上 田 天 瑞
理 事	寺 河 俊 海
理 事	金 山 穆 韶
理 事	齋 藤 興 隆
理 事	伊 藤 眞 城
監 事	加 藤 諦 道
監 事	石 坪 哲 眞
監 事	酒 井 眞 典

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 42 年 3 月 9 日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、理事会議決の日（平成元年 11 月 8 日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 2 年 10 月 8 日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 平成 12 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（高野山大学の社会学科の存続に関する経過措置）

2 高野山大学の社会学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 13 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 平成 14 年 10 月 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（高野山大学の文学部人文学科の存続に関する経過措置）

2 高野山大学の文学部人文学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

1 平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、理事会承認の日（平成 20 年 5 月 22 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、理事会承認の日（平成 22 年 5 月 27 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成 22 年 8 月 20 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 27 年 10 月 21 日）から施行する。

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 2 年 5 月 14 日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 高野山大学 大学院 文学研究科 文学部 密教学科 人間学科 <u>教育学科</u> 別科 (2) 高野山高等学校 全日制課程 普通科 宗教科 通信教育課程 (3) 高野山幼稚園 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u> <u>(令和 年 月 日) から施行する。</u>	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 高野山大学 大学院 文学研究科 文学部 密教学科 人間学科 (新設) 別科 (2) 高野山高等学校 全日制課程 普通科 宗教科 通信教育課程 (3) 高野山幼稚園

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類

年 度		2019年度	開設年度の前年度	開設年度	2022年度	2023年度	2024年度	合 計
区 分								
設置経費	校 地 (うち造成費)	校地借用のため不動産鑑定評価額528,388千円を定員按分し、215,717千円を使用。 期間:2021年4月1日～2041年3月31日迄						
	施 設	-	2,739千円	-	-	-	-	2,739千円
	基 準 内	建物・建物附属設備借用のため不動産鑑定評価額629,457千円を定員按分し、268,899千円を使用。 期間:2021年4月1日～2041年3月31日迄						
	基 準 外	建物・建物附属設備・構築物借用のため不動産鑑定評価額121,358千円を定員按分し、52,767千円を使用。 期間:2021年4月1日～2041年3月31日迄						
	図 書	-	4,247千円	-	-	-	-	4,247千円
	教 具 校 備 具 品	-	43,882千円	7,305千円	7,537千円	-	-	58,724千円
	小 計	-	50,868千円	7,305千円	7,537千円	-	-	65,710千円
新設校の開設年度の経常経費								
合 計		-	50,868千円	7,305千円	7,537千円	-	-	65,710千円

既設校からの転共用	施 設	基 準 内	402,960千円
		基 準 外	494,812千円
	設 備	図 書	5,431千円
		教具・校具・備品	9,890千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金	50,868千円	2019年度末までに学納金等事業活動収入や一般寄付金から積み立てられた現金預金529,540千円のうち50,868千円を財源に充当
大学拡充整備引当特定資産	14,842千円	2019年度末までに学納金等事業活動収入から積み立てられた大学拡充整備引当特定資産1,051,244千円のうち14,842千円を財源に充当
合 計	65,710千円	

財 産 目 録 総 括 表

年 度 科 目	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和 2年 3月31日)
一 基本財産	4,840,360千円	4,722,918千円	4,722,918千円
二 運用財産	4,088,756千円	3,946,349千円	3,946,349千円
三 負債額	621,025千円	580,483千円	580,483千円
1 固定負債	429,678千円	424,697千円	424,697千円
2 流動負債	191,347千円	155,785千円	155,785千円
四 基本財産＋運用財産	8,929,117千円	8,669,267千円	8,669,267千円
五 純資産(四－三)	8,308,092千円	8,088,784千円	8,088,784千円

貸借対照表

令和 2年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	8,091,953,824	8,222,734,591	△ 130,780,767
有形固定資産	4,722,917,643	4,840,360,307	△ 117,442,664
特定資産	3,266,221,296	3,272,934,569	△ 6,713,273
その他の固定資産	102,814,885	109,439,715	△ 6,624,830
流動資産	577,312,687	706,382,085	△ 129,069,398
資産の部合計	8,669,266,511	8,929,116,676	△ 259,850,165
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	424,697,305	429,677,912	△ 4,980,607
流動負債	155,785,296	191,346,901	△ 35,561,605
負債の部合計	580,482,601	621,024,813	△ 40,542,212
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	10,027,851,265	10,235,358,253	△ 207,506,988
第1号基本金	9,753,009,321	9,961,681,894	△ 208,672,573
第3号基本金	196,341,944	196,326,359	15,585
第4号基本金	78,500,000	77,350,000	1,150,000
繰越収支差額	△ 1,939,067,355	△ 1,927,266,390	△ 11,800,965
純資産の部合計	8,088,783,910	8,308,091,863	△ 219,307,953
負債及び純資産の部合計	8,669,266,511	8,929,116,676	△ 259,850,165

様式第7号その1（第11条関係）

事業計画及びこれに伴う予算書
事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事 項	事業規模等	実 施 時 期	備 考
2020年度	文学部教育学科設置に係る パーティション工事	大阪千代田短期大学 1 階・6 階間仕切り工事 大阪府河内長野市小山田町1685	2021年1月工事予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 図書購入	図書733冊	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 音楽教具の購入	YMLシステム・電子ピアノ一式	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 理科教具の購入	理科教具304点	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 体育教具の購入	体育教具34点	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 校具の購入（ロッカー・下駄箱）	ロッカー・下駄箱 42点	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 備品の購入（パソコン等）	パソコン等 50点	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 備品の購入（教員研究室備品）	教員研究室備品 91点	2021年2月購入予定	文学部教育学科専用
	高野山高等学校寄宿舎改築	木造平屋造 1446.45㎡ 和歌山県伊都郡高野町高野山212	令和2年6月 1日着工 令和3年2月28日完成予定	高野山高等学校専用
	高野山高等学校既設寄宿舎解体	1号寮(468.72㎡) 2号寮(2,426㎡) 他(319.7㎡) 和歌山県伊都郡高野町高野山212	令和2年9月 1日着工 令和3年3月31日完成予定	高野山高等学校専用
2021年度	文学部教育学科設置に係る 理科教具の購入	理科教具337点	2022年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 体育教具の購入	体育教具28点	2022年2月購入予定	文学部教育学科専用
	高野山高等学校校舎棟西側 耐震補強工事	RC造 736㎡ 教室壁面及び窓枠の耐震補強	令和3年 7月着工予定 令和3年10月末日完成予定	高野山高等学校専用
2022年度	文学部教育学科設置に係る 理科教具の購入	理科教具554点	2023年2月購入予定	文学部教育学科専用
	文学部教育学科設置に係る 体育教具の購入	体育教具42点	2023年2月購入予定	文学部教育学科専用
2023年度	特になし			
2024年度	特になし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	69,000	128,000	187,000	246,000
手数料収入	6,000	6,000	6,000	6,000
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	21,685	27,459	32,119	33,032
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	0	0	0	0
雑収入	0	0	1,120	511
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	41,000	41,000	41,000	41,000
その他の収入	71,000	62,000	33,000	2,000
資金収入調整勘定	-2,000	-43,000	-43,000	-43,000
前年度繰越支払資金	0	17,045	12,458	34,871
収入の部合計	206,685	238,504	269,697	320,414

(支出の部)

(単位 千円)

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	126,610	149,445	157,957	160,946
教育研究経費支出	27,065	36,904	45,209	52,864
管理経費支出	16,595	16,595	16,595	16,595
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	12,870	13,102	5,565	5,565
資産運用支出	0	0	0	50,000
その他の支出	0	4,500	4,500	6,000
[予備費]	10,000	10,000	10,000	10,000
資金支出調整勘定	-3,500	-4,500	-5,000	-5,000
翌年度繰越支払資金	17,045	12,458	34,871	23,944
支出の部合計	206,685	238,504	269,697	320,414

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金		69,000	128,000	187,000	246,000
		手数料		6,000	6,000	6,000	6,000
		寄付金		0	0	0	0
		経常費等補助金		21,685	27,459	32,119	33,032
		付随事業収入		0	0	0	0
		雑収入		4,538	0	1,120	511
		教育活動収入 計		101,223	161,459	226,239	285,543
	支出	人件費		126,610	150,549	160,909	166,324
		教育研究経費		39,810	49,648	57,954	65,609
		管理経費		16,595	16,595	16,595	16,595
		徴収不能額等		0	0	0	0
		教育活動支出 計		183,015	216,792	235,458	248,528
教育活動収支差額			-81,792	-55,333	-9,219	37,015	
教育活動外収支		収入	受取利息・配当金		0	0	0
	その他の教育活動外収入			0	0	0	0
	教育活動外収入 計			0	0	0	0
	支出	借入金等利息		0	0	0	0
		その他の教育活動外支出		0	0	0	0
		教育活動外支出 計		0	0	0	0
		教育活動外収支差額		0	0	0	0
	経常収支差額			-81,792	-55,333	-9,219	37,015
特別収支	収入	資産売却差額		0	0	0	0
		その他の特別収入		0	0	0	0
		特別収入 計		0	0	0	0
	支出	資産処分差額		0	0	0	0
		その他の特別支出		0	0	0	0
		特別支出 計		0	0	0	0
	特別収支差額			0	0	0	0
〔 予備費 〕			10,000	10,000	10,000	10,000	
基本金組入前当年度収支差額			-91,792	-65,333	-19,219	27,015	
基本金組入額合計			-12,870	-13,102	-5,565	-5,565	
当年度収支差額			-104,662	-78,435	-24,784	21,450	
前年度繰越収支差額			0	-104,662	-183,097	-207,881	
基本金取崩額			0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額			-104,662	-183,097	-207,881	-186,431	
(参考)							
事業活動収入 計			101,223	161,459	226,239	285,543	
事業活動支出 計			193,015	226,792	245,458	258,528	